自由選択実習(6年)

(Elective clinical practice)

【責任者/担当者】

[臨床教育統括センター] 池内 浩基 臨床実習統括責任者、平野 公通 卒後研修室長 [医学教員 センター] 庄司 拓仁 講師

【目的】

6 年間の医学教育を締めくくる「場」とその内容・計画を自ら考え、積極的に学習することを目的とする。また、将来選択する診療科について、一つの指標となることも目的とする。

【科目キーワード】

「ベッドサイド・ラーニング(Bed-side Learning)」「診療参加型実習(Clinical Clerkship)」

【到達目標(アウトカム)】

- 患者の病歴を正確に聴取できる
- 鑑別診断を挙げ、検査の計画を立てることができる
- 疾患に対する治療法の立案ができる
- 病状を患者に説明できる
- 病診・病病連携の重要性を理解し、返書を書くことができる

【ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連】

- 健康および医療に貢献するものとして必要な幅広い教養を身に付けている。
- ・医師・看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士など医療従事者全体で協働し、チーム医療を提供できる。
- ・適切な医療へのかかりやすさ(accessibility)の重要性と時間外診療を担当する医師の持つべき 能力を説明できる・
- ・地域医療において適切な診断のアセスメントを立て治療計画を組むことができる。兵庫県の保健・医療を体験し問題を挙げることができる。
- ・プライマリケアにおいて必要な知識と技術を有している。
- ・他者に対して診療の場で文化的・社会的な理解を示し、傾聴、理解、支持的態度を示すことができる。
- ・英文診断書を理解し、英語で最低限の診察ができる。国際論文の内容が理解できる。英語での 会話ができる。
- ・世界の健康の向上及び増進に努める国際機関などの活動を説明できる。
- ・人体や疾病に影響を与える因子、ストレス、ICT など社会の変化を説明できる。
- ・自己を評価・管理し、自分の行動に責任をもって他者に誠実に対応できる。

- ・人の命と健康および生活の質を守るため、患者や一般の方にわかりやすく行動変容を促すことができる。
- ・兵庫県の特色を理解し、基礎・臨床医学の分野における兵庫医科大学の業績を説明できる。
- 生命倫理に沿った医師の行動を説明できる。
- ・患者やその家族と生命の尊厳について話すことができ、患者の権利を説明できる。エンド・オブ・ライフケア、アドバンスド・ケア・プランニングを指導医とともに実践できる。患者のニーズを適切に把握することができる。
- ・行動科学の知識を実践し、他者の、文化、人種、年齢、社会経済的状況、性別、性嗜好、信仰、障害、その他の多様性に配慮した対応が可能で、学外の様々な人々や団体と積極的に関わることができる。
- ・医療資源の乏しい地域の医療の経験を通じて地域偏在、診療科偏在について考え、意見を述べることができる。
- ・適切な医療コミュニケーションを実践できる。
- 様々な病気や障がいを持つ患者の気持ちや背景を含めて理解している。
- ・患者の痛み、苦しみ、悩みに対する治療・対応を行うとともに難治性の痛みの存在を知り、患者とコミュニケーションが取れる。
- ・臨床の場における問題点を見つけ出し探求するための手段・道筋を説明できる。
- ・臨床医学の知識、技術、研究成果を能動的に学修できる。
- ・臨床医学の分野で同級生間で教えあい、相互に学修成果を高めることができる。
- ・病歴聴取・身体所見から鑑別診断を適切に実行し、臨床推論を行える。
- ・患者の病の解釈、感情、期待、問題点について文献などで情報収集ができ、それをもとに患者の診断と治療計画を立案できる。
- 一人で網羅的に系統立てて診察でき、診療録を適切に記載できる。
- ・基本的な臨床手技の方法ならびに検査を実施できる。
- ・ACLS と BLS の違いを理解し、ACLS で必要な蘇生法を実施できる。緊急性の高い疾患について迅速に判断できる。
- ・健診の結果を理解し、疾病予防対策を策定し、説明できる。
- ・医療安全対策、感染対策を遵守できる。
- ・人体構造・機能を理解したうえで、個々の症例と病態を把握できる。
- ・頻度や重要性の高い疾患の病因・病態の知識をもとに、臨床に応用できる医療を実践する素養を身につけている。
- ・頻度や重要性の高い疾患について、適切に診断し、治療方針が立案できる。

【概要ならびに履修方法】

〈実習概要〉

原則、診療参加型臨床実習とする。実習期間は 8 週間とし、基本的には同一診療科での 4 週間実習を 2 回に分け実施する。特別な事情がない限り、1~3 週間のみの実習受け入れは不可とする。複数診療科での組み合わせも原則不可とする。

実習の種類としては、学外臨床実習、4大学相互選択実習、海外実習、学内選択実習、研究室配属(臨床・基礎・学外)、ボランティアおよび補習講義等とする。学生の自主性・希望を尊重するが、第 5 学年次までの実習評価・実習内容・アウトカム評価・成績などにより、実習内容や実習先を大学で指定する場合がある。

〈決定手順〉

複数種類の実習へ併願可能だが、実習先の決定に際しては、原則、①学外実習(ボランティアを含む)、②学外の研究室配属、③学内の研究室配属、④学内選択実習、⑤補習講義の順に優先して先方へ依頼する。そのため、実習の種類により通知のタイミングや申込期限が異なることから、メールや WEB 掲示、Moodle の該当ページなどで都度連絡するため、注意して確認すること。

〈申込手順〉

申し込みの際は Moodle を使用する。申込書データを Moodle へ掲載するので、作成の上、 Moodle 上で提出すること。提出は日程毎(A 日程および B 程度)に必要となる。原則、日程毎に 別々の実習先を希望すること。ただし、強い希望により同じ実習先での 8 週間実習を希望する場合は、実習申込書とともに理由書(形式自由:提出先 igaku-s@hyo-med.ac.jp)を提出し、認められた場合のみ可とする。

実習の種類毎に定められた期限があるため、手続きの際は注意すること。止むを得ない事情により提出が遅れる場合は事前に遅延理由書の提出が必要となる。また、既定の期日までにデータの提出がない場合は、実習参加の意思がないとみなし、不合格となるため、注意すること。

〈種類別の実習詳細〉

●学外臨床実習

原則、実習先は病院とし、診療所は認めない。ただし、理由書(形式自由:提出先 igaku-s@hyo-med.ac.jp)を提出し認められた場合のみ実習可とする。実習は基本的には 4 週間で 1 診療科とするが、実習先からの指示や、学生自身で実習先の病院関係者および担当医の事前承諾を得た場合は、同一の院内で複数診療科の実習を可とする。

所在地、国立、公立、私立は問わない。ただし、親族経営病院や、指導医が親族となることは避けること。希望により既存の学外実習指定病院への申し込みも可能とするが、同様の手順で申し込みが必要となる。

実習受け入れの依頼に際しては、大学から先方の病院長宛に①学生の安全確保、②出欠管理、③実習評価の内容を含んだ依頼文書を送付する。病院見学の際など、可能な範囲で学生自身が希望する病院関係者および担当医師の両方へ事前内諾を取ることが好ましい。中には診療

科の内諾がなければ受け入れしてもらえない病院もあるため、事前にホームページ等で内諾が必要かを必ず確認しておくこと。

●4大学相互選択実習

例年実施している大阪医科薬科大学、関西医科大学、近畿大学医学部での実習を示す。本実習は基本的に2週間単位とし、A・B各日程において2週間×2回(4大学間で調整した組み合わせによる)連続して実習を行う。A日程もしくはB日程のどちらかのみ選択することも可能。実習日程、申込時期、決定時期等は4大学間で調整の上で決定し別途通知するため、希望者はWeb掲示等を注意深く確認すること。

●海外実習(短期留学)

原則、国際交流センターにより学内選考を実施の上、本学姉妹校・協定校と調整の上、派遣を 決定する。詳細は国際交流センターから別途通知するため、希望者は Web 掲示等を注意深く確 認すること。

上記以外であっても所属長(Dean など)の正式受け入れがあれば派遣可能とする。Moodle での申請後、国際交流センターを介して依頼すること。学生の安全確保、出欠管理は必須とし、評価も依頼予定。調整可能であれば8週間実習も許可するが、原則として第5学年次Cクラス学生の派遣は許可しない。

本実習に関する質問等は国際交流センター(cip@hyo-med.ac.ip)へ問い合わせること。

●学内選択実習

学内の診療科で 4 週間の診療参加型臨床実習を実施する。ただし、学内の希望申請に際しては、以下の 3 点を条件とする。

- ①卒業後の専攻希望を前提として実習を行う(ただし、採用を約束するものではない)。
- ②実習内容は各診療科に一任する。
- ③4・5 年臨床実習生など、下級生を屋根瓦方式で指導することを義務とする。

Moodle での申込手続き後、アウトカム評価等を参考に決定する。

第 5 学年次までの臨床実習におけるアウトカム評価で到達度が低い場合や、経験症例、経験症候が少ない場合、教務委員会にて実習部門や実習内容を指示する場合がある。

●研究室配属

学内外の研究室に配属し、基礎研究・臨床研究に従事する。Moodle での申込手続き後、教務委員会での許可が必要となる。学外の場合は、研究室への受け入れ依頼について、大学から先方大学等の学長および研究室責任者宛に①学生の安全確保、②出欠管理、③実習評価の内容を含んだ依頼文書を送付する。原則、学生自身が希望する研究室の事前内諾を得た上で申し込みすること。

実験の内容により 8 週間の配属も可能とする。なお、研究室については基礎医学だけでなく臨床医学系講座・部門も申込可とする。

●ボランティア

医療施設、福祉施設など医療・福祉系機関でのボランティア活動、被災地での医療支援活動などを対象とする。期間は4週間を限度とする。

ボランティアの受け入れ依頼に際しては、大学から先方の施設長や代表宛に①学生の安全確保、②出欠管理、③実習評価の内容を含んだ依頼文書を送付する。

原則、第5学年次Cクラス学生は許可しない。また代表者が不明確な組織、医療・福祉系以外の組織でのボランティアは許可しない。海外ボランティアの場合、経費補助は行わない。

●補習講義

第 6 学年次で C クラスとなった場合ならびに教務委員会で特に指名があった場合は、後半 4 週間を補習期間とする。補習内容については追って定める。

【準備学修ならびにそれに要する時間】

前日に翌日の予定を確認し、最低1時間の予習復習を行うこと。

【成績の評価方法】

〈全員共通〉

評価にあたり、学生の安全確保、出欠管理、学生評価を各施設の指導担当者に依頼する。なお、実習毎の提出書類については以下を確認すること。またレポート提出等を求められた場合は 各施設の指示に従うこと。

Moodle を用いた経験症例、経験症候の入力は継続すること。指導医の承認は不要とする。

卒業時の必須科目のため、不合格の場合は卒業できない。低評価、態度不良、出席不良の場合及び D 評価の場合、卒業総合試験の総点から 50 点減点する(卒業判定の参考となるメック冬模擬試験の受験資格剥奪、卒業判定保留あるいは卒業試験受験資格剥奪、卒業総合試験からの減点等、処分について、教務委員会や教授会での議を経て決定される場合がある)。

実習中におけるアンプロフェッショナルな行動が報告された場合は、教務委員会で審議の上、 以下のとおり評価を行う場合がある。

- •不合格(第6学年次留年)。
- ・進級(卒業)判定における教育的配慮の不適用。
- •卒業総合試験より50点減点。

〈以下、実習毎の取り扱いについて記載〉

●学外臨床実習・四大学相互乗り入れ実習

WEEKLY(DAILY)LOG SHEET を含む実習記録(所定用紙)を、1 週間毎に各施設の指導担当者に提出すること。なお、理由の如何を問わず、実習を欠席した場合は欠席日数分の補習を学内で行う。

●海外実習

本学姉妹校・協定校以外の実習においては、WEEKLY(DAILY)LOG SHEET を含む実習記録 (所定用紙)を、帰国後1週間以内に西宮教学課に提出すること。

●ボランティア

WEEKLY(DAILY)LOG SHEET を含む実習記録(所定用紙)を、1 週間毎に各施設の指導担当者に提出すること。なお、理由の如何を問わず、欠席した場合は欠席日数分の補習を学内で行う。

●研究室配属

研究のサマリー(様式自由)を実習最終日に各研究室の指導担当者に提出すること。

●学内選択実習

WEEKLY(DAILY)LOG SHEET を含む実習記録(所定用紙)を、1 週間毎に各診療科の指導担当者に提出すること。なお。理由の如何を問わず、欠席した場合は欠席日数分の補習を学内で行う。

【学生への助言】

- 1) 第一線病院の診療現場、プライマリケア、医療・診断・治療における各病院の特色・考え方・優先順位、コメディカルスタッフとの関係、患者サービスなど、学内と異なった経験を各施設での実習を通して経験すること。
- 2)この実習に協力していただいている医師、医療関係者、研究者、ボランティア関係者はすべて 無償である。これらの方々の善意で学ばせて頂いていることを肝に銘じて真摯な態度で実習 すること。6年間の締めくくりに相応しい充実した期間となるよう期待する。

【フィードバック方針】

結果が特に不良な学生については呼び出して指導を行う場合がある。

【オフィスアワー】

講義形式ではないため、オフィスアワーは設定しない。

【受講のルール、注意事項、その他】

●実習のルール

全ての行動は実習先の指導担当者あるいは責任者の下、実施すること。医療事故等についても実習先の指示に従い、対応すること。絶対に勝手に単独行動はしないこと。

●予防接種・健康診断

必ず健康診断受診のこと。また、B型肝炎ワクチン接種、インフルエンザワクチン接種、QFT (クオンティフェロン検査)は原則として必須。また、四種ワクチンについても接種済み(麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎)であること。詳細は兵庫医科大学病院および実習先に準じた「感染性疾患防止対策」を参照すること。新型コロナウイルスのワクチンについては大学の指示に従うこと。指示に従わない場合は実習できない。その他受け入れ先施設の基準によって実習できない場合もある。

●実習時間

実習中は実習先のタイムスケジュールを適用する。指示があれば、夕方からのカンファレンス や当直なども対応すること。早朝の集合や土日出勤の可能性などもあり得る。ただし、帰宅時間 が遅くなる場合の危険性については、実習先の指示に従うこと。

●交通機関

施設までは公共交通機関の利用を原則とする。ただし、病院側の許可があれば自家用車の使用も可能とする。なお、この場合、交通事故、駐車場のトラブルは学生自身の責任となる。施設と自宅間の往復の交通にまつわる事故に関しては、大学と自宅間の通学事故に準じる。

●身だしなみの注意

学生は、患者さんを診察するのに相応しい服装、髪型、履物を身につける。判断の基準は、患者さんの立場において、不審、不快でないと思われること。不適切な学生は参加させない。または評価を減点する。

〈白衣(ケーシー)、名札〉

- ・こまめに洗濯し、交換すること。しわ、汚れやしみのあるもの、破れたものは着用しない。
- ・ずり落ちたズボンなどサイズの合わないものは着用しない。裾上げ等を必ず事前に行うこと。
- ・半袖ケーシーの襟や袖からアンダーシャツ、長袖を出さない。厚手の下着等で調節すること。
- ・肌、下着、Tシャツ等の柄などが白衣やケーシーから透けてはならない。
- 名札は必ず着用し、胸の位置につける。首からかけるタイプは不可。

〈履物〉

- ・白色の運動靴、上履きを着用(サンダル、スリッパ、下駄、合成樹脂性の履物は不可)。
- ・靴下は必ず着用し、白色を原則とする。くるぶしが十分隠れるものを着用すること。

〈頭髮〉

- ・感染予防の観点から白衣に付着させない。
- 寝癖や乱れを整える。
- ・茶髪の染髪、染髪を隠す黒彩は不可。
- ・女子で白衣にかかる場合は髪をまとめ、ポニーテールではなくお団子にすること。まとまりにくい場合はヘアピンやネット等を使用し、髪が飛び出さないようにする。
- ・男子は髪が襟にかからないこと。(後ろでまとめるのは禁止)
- ・男女とも長い前髪は不可。

〈その他禁止事項〉

- ・ペインティングした爪
- ・アクセサリー、過度の化粧や香水
- ・カラーコンタクト
- 刺青、タトゥー
- すべての種類のひげ、長いもみあげ
- •喫煙
- 白衣での外出など

〈マスクについて〉

・マスクは原則として白色または青色で一定の性能を有するマスク(不織布製)を着用すること。

【連絡先】

教育研究棟 2階 西宮教学課

(付記)

- ① 2023 年度第6学年次で留年した場合、原則、2024年度は前半4週間を補習、後半4週間を 臨床実習とする。
- ② 2023 年度第5 学年次で留年した場合、内定した実習の予定は全てキャンセルされる。
- ③ 第 5 学年次までの臨床実習における受け持ち患者の経験症候や症例が偏っている場合、またアウトカム評価において到達度が低い場合は、教務委員会が実習部門、実習内容を指示する場合がある。
- ④ 自身で事前内諾等が取れない場合は大学で依頼・調整を行うが(学内、学外、補習など)、原則として希望は考慮されない。また、先方の都合により実習期間が不足する場合(例えば、4週間実習での依頼に対して、3週間のみ受け入れなど)、不足分についての代替実習もしくは課題を与える。

- ⑤ 針刺し事故などへの対応は、原則として第4~5学年次臨床実習、学外臨床実習に準ずる。
- ⑥ 学外実習・ボランティア等に係る大学、病院等への支払い経費は原則として大学負担とするが、交通費は自己負担とする。海外実習・ボランティアについてはそれぞれの規定に準ずる。
- ⑦ 第6学年次 Post-CC OSCE の受験は全員必須とする。
- ⑧ 患者さんとのいさかい、医療関係者、研究指導者などとのトラブルは厳禁である。内容によっては懲罰、不合格もあり得る。ただし、著しく不合理な場合は速やかに大学に申し出ること。
- ⑨ 各病院での電子カルテなど病院情報システム及び PACS システムの利用にあたっては、所定の規約、取り決めを守ること。違反があった場合には、原則として本学規定に則り処分する。
- ⑩ 白衣、術衣、スクラブなどのまま実習施設外へ出ること、店舗の利用などは厳禁。上に上着 やコートなどを着用した場合も不可とする。
- ① 実習中は当然禁煙である。学外の実習施設も禁煙エリアである。白衣着用のまま飲食店等で 喫煙した場合も厳罰に処す。
- ① 本実習は医師としての資質醸成を第一線病院で完成させ、評価するものである。従って本実 習期間以外であっても医学生として相応しくない事象があった場合は、教務委員会の審議を 経て履修不可とする場合がある。